第56号議案

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例

桶川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例(平成26年桶川市条例第19号)の一部を次のように改正 する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項及び号の表示及びそれに対応する改正後 の欄の項及び号の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正 前の欄の項及び号を当該改正後の欄の項及び号とする。
- (2) 次の表中、改正前の欄の見出し及び号に対応する改正後の欄の見出 し及び号が存在しない場合にあっては、当該改正前の欄の見出し及 び号を削る。
- (3) 次の表中、改正後の欄の項、号及び号の細目に対応する改正前の欄 の項、号及び号の細目が存在しない場合にあっては、当該改正後の 欄の項、号及び号の細目を加える。
- (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正 後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場 合を除く。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第2条 略	第2条 略

- (9) 支給認定 法第20条第4項に規定す る支給認定をいう。
- (10)支給認定保護者 法第20条第4項 に規定する 支給認定保護者をいう。
- (11)に規定する**支給認定子ども**をいう。
- (9) **教育·保育給付認定** 法第20条第4 項に規定する教育・保育給付認定をい う。
- (10) 教育・保育給付認定保護者 法第 20条第4項に規定する教育・保育給付 認定保護者をいう。
- 支給認定子ども 法第20条第4項 (11) 教育・保育給付認定子ども 法第 20条第4項に規定する**教育・保育給付**

(12) 略

(13) **支給認定の有効期間** 法第21条に 規定する**支給認定の有効期間**をいう。

(14) 略

<u>(15)</u> 略

(16) 法定代理受領 法第27条第5項(法 第28条第4項の規定において準用する 場合を含む。)又は法第29条第5項(法 第30条第4項の規定において準用する 場合を含む。)の規定により市が支払 う特定教育・保育又は特定地域型保育 に要した費用の額の一部を、支給認定 保護者に代わり特定教育・保育施設又 は特定地域型保育事業者が受領するこ とをいう。 認定子どもをいう。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子 ども 子ども・子育て支援法施行令 (平成26年政令第213号。以下「令」と いう。)第4条第1項に規定する満3歳以 上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3 歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4 条第2項に規定する満3歳未満保育認定 子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4 条第2項第2号に規定する市町村民税所 得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条 第2項に規定する負担額算定基準子ど もをいう。

<u>(17</u>) 略

(18) 教育・保育給付認定の有効期間 法第21条に規定する教育・保育給付認 定の有効期間をいう。

(19) 略

(20) 略

(21) 法定代理受領 法第27条第5項(法 第28条第4項において準用する場合を 含む。)又は法第29条第5項(法第30条 第4項において準用する場合を含む。) の規定により市が支払う特定教育・保 育又は特定地域型保育に要した費用の 額の一部を、教育・保育給付認定保護 者に代わり特定教育・保育施設又は特 定地域型保育事業者が受領することを いう。

- (17) 特定地域型保育事業 法第43条第 3項に規定する特定地域型保育事業を いう。
- <u>(18)</u> 略
- (19) 略
- (20) 略
- (21) 略
- (22) 略
- (23) 略

(一般原則)

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域 第3条 特定教育・保育施設及び特定地域 型保育事業者(以下「特定教育·保育施 設等」という。)は、良質かつ適切な内 容及び水準の特定教育・保育又は特定地 域型保育の提供を行うことにより、全て の子どもが健やかに成長するために適切 な環境が等しく確保されることを目指す ものでなければならない。

(利用定員)

第4条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教第5条 特定教育・保育施設は、特定教 育・保育の提供の開始に際しては、あら かじめ、利用の申込みを行った支給認定 保護者(以下「利用申込者」という。)に 対し、第20条に規定する運営規程の概 要、職員の勤務体制、利用者負担その他 の利用申込者の教育・保育の選択に資す ると認められる重要事項を記した文書を 交付して説明を行い、当該提供の開始に ついて利用申込者の同意を得なければな らない。

- (22) 略
- (23) 略
- (24) 略
- (25) 略
- (26) 略
- (27) 略

(一般原則)

型保育事業者(以下「特定教育・保育施 設等」という。)は、良質かつ適切であ り、かつ、子どもの保護者の経済的負担 の軽減について適切に配慮された内容及 び水準の特定教育・保育又は特定地域型 保育の提供を行うことにより、全ての子 どもが健やかに成長するために適切な環 境が等しく確保されることを目指すもの でなければならない。

第4条 略

(内容及び手続の説明及び同意)

育・保育の提供の開始に際しては、あら かじめ、利用の申込みを行った教育・保 育給付認定保護者(以下「利用申込者」 という。)に対し、第20条に規定する運 営規程の概要、職員の勤務体制、第13条 の規定により支払を受ける費用に関する 事項その他の利用申込者の教育・保育の 選択に資すると認められる重要事項を記 した文書を交付して説明を行い、当該提 供の開始について利用申込者の同意を得

- 特定教育・保育施設は、利用申込者か2 特定教育・保育施設は、利用申込者か らの申出があった場合には、前項の規定 による文書の交付に代えて、第4項で定 めるところにより、当該利用申込者の承 諾を得て、当該文書に記すべき重要事項 を電子情報処理組織(特定教育・保育施 設の使用に係る電子計算機と、利用申込 者の使用に係る電子計算機とを電気通信 回線で接続した電子情報処理組織をい う。第1号において同じ。)を使用する方 法その他の情報通信の技術を利用する方 法であって次に掲げるもの(以下この条 において「電磁的方法」という。)によ り提供することができる。この場合にお いて、当該特定教育・保育施設は、当該 文書を交付したものとみなす。
- (1) 電子情報処理組織を使用する方法 (1) 電子情報処理組織を使用する方法 **のうち次の**ア又はイに掲げるもの

なければならない。

らの申出があった場合には、前項の規定 による文書の交付に代えて、第5項で定 めるところにより、当該利用申込者の承 諾を得て、当該文書に記すべき重要事項 を電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法であ って次に掲げるもの(以下この条におい て「電磁的方法」という。)により提供 することができる。この場合において、 当該特定教育・保育施設は、当該文書を 交付したものとみなす。

- **のうち**ア又はイに掲げるもの
- 第2項第1号の「電子情報処理組織」と は、特定教育・保育施設の使用に係る電 子計算機と、利用申込者の使用に係る電 子計算機とを電気通信回線で接続した電 子情報処理組織をいう。
- 略

(**正当な理由**のない提供拒否の禁止等)

4 略

5 略

> (利用申込みに対する正当な理由のない 提供拒否の禁止等)

- 保護者から利用の申込みを受けたとき は、正当な理由がなければ、これを拒ん ではならない。
- 第6条 特定教育・保育施設は、支給認定第6条 特定教育・保育施設は、教育・保 育給付認定保護者から利用の申込みを受 けたときは、正当な理由がなければ、こ れを拒んではならない。
 - 特定教育・保育施設(認定こども園又は|2 特定教育・保育施設(認定こども園又は 幼稚園に限る。以下この項において同 幼稚園に限る。以下この項において同

- 3 特定教育・保育施設(認定こども園又は3 保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条 第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就 学前子どもの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している同項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもの総数が、当該特 定教育・保育施設の同項第2号又は第3号 に掲げる小学校就学前子どもの区分に係 る利用定員の総数を超える場合において は、法第20条第4項の規定による認定に 基づき、保育の必要の程度及び家族等の 状況を勘案し、保育を受ける必要性が高 いと認められる支給認定子どもが優先的 に利用できるよう、選考するものとす る。
- 4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方4 法をあらかじめ**支給認定保護者**に明示し た上で、選考を行わなければならない。

じ。)は、利用の申込みに係る法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども の数及び当該特定教育・保育施設を規定 利用している同号に掲げる小学校就学前 子どもの総数が、当該特定教育・保育施設 の同号に掲げる小学校就学育・保育 の同号に掲げる小学校就学前子どもの おいる同号に掲げるがより ともの総数が、当該特定教育・保育 を超える利用定員の総数を超えた順序に おいては、抽選、申込みを受けた順 により決定する方法、当該特定に を設定する を設定する が、当該特定教育・保育に は、抽選、本方とで教育 を受けたでに より決定する方法、 を受ければならない。 う。)により選考しなければならない。

特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、利用の申込みに係る法第19条 第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就 学前子どもの数及び当該特定教育・保育 施設を現に利用している同項第2号又は 第3号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの総数 が、当該特定教育・保育施設の同項第2 号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員の総数を超える 場合においては、法第20条第4項の規定 による認定に基づき、保育の必要の程度 及び家族等の状況を勘案し、保育を受け る必要性が高いと認められる教育・保育 **給付認定子ども**が優先的に利用できるよ う、選考するものとする。

前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければ

係る支給認定子どもに対し自ら適切な教 育・保育を提供することが困難である場 合は、適切な特定教育・保育施設又は特 定地域型保育事業を紹介する等の適切な 措置を凍やかに講じなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

2 特定教育・保育施設(認定こども園又は2 特定教育・保育施設(認定こども園又は 保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子どもに係る当該特定教育・保 育施設の利用について児童福祉法第24条 第3項(同法附則第73条第1項の規定によ り読み替えて適用する場合を含む。)の 規定により市が行う調整及び要請に対 し、できる限り協力しなければならな

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教第8条 特定教育・保育施設は、特定教 育・保育の提供を求められた場合は、必 要に応じて、支給認定保護者の提示する 支給認定証(支給認定保護者が支給認定 証の交付を受けていない場合にあって は、子ども・子育て支援法施行規則(平 成26年内閣府令第44号)第7条第2項に規 定する通知)によって、<u>支給認定の有</u> 無、支給認定子どもの該当する法第19条 第1項各号に掲げる小学校就学前子ども の区分、支給認定の有効期間及び保育必 要量等を確かめるものとする。

ならない。

特定教育・保育施設は、利用申込者に|5 特定教育・保育施設は、利用申込者に 係る教育・保育給付認定子どもに対し自 ら適切な教育・保育を提供することが困 難である場合は、適切な特定教育・保育 施設又は特定地域型保育事業を紹介する 等の適切な措置を速やかに講じなければ ならない。

> (あっせん、調整及び要請に対する協力) 第7条 略

保育所に限る。以下この項において同 じ。)は、法第19条第1項第2号又は第3号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子どもに係る当該特 定教育・保育施設の利用について児童福 祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項 の規定により読み替えて適用する場合を 含む。)の規定により市が行う調整及び 要請に対し、できる限り協力しなければ ならない。

(受給資格等の確認)

育・保育の提供を求められた場合は、必 要に応じて、教育・保育給付認定保護者 の提示する支給認定証(教育・保育給付 認定保護者が支給認定証の交付を受けて いない場合にあっては、子ども・子育て 支援法施行規則(平成26年内閣府令第44 号) 第7条第2項**の規定による**通知) によっ て、教育・保育給付認定の有無、教育・ 保育給付認定子どもの該当する法第19条 第1項各号に掲げる小学校就学前子ども の区分、教育・保育給付認定の有効期間 (支給認定の申請に係る援助)

- 第9条 特定教育・保育施設は、**支給認定**|第9条 特定教育・保育施設は、**教育・保** を受けていない保護者から利用の申込み があった場合は、当該保護者の意思を踏 まえて速やかに当該申請が行われるよう 必要な援助を行わなければならない。
- 特定教育・保育施設は、支給認定の変2 特定教育・保育施設は、教育・保育給 更の認定の申請が遅くとも支給認定保護 者が受けている支給認定の有効期間の満 了日の30日前には行われるよう必要な援 助を行わなければならない。ただし、緊 急その他やむを得ない理由がある場合に は、この限りでない。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定教育・保育施設は、特定教第10条 特定教育・保育施設は、特定教 育・保育の提供に当たっては、支給認定 **子ども**の心身の状況、その置かれている 環境、他の特定教育・保育施設等の利用 状況等の把握に努めなければならない。

(小学校等との連携)

第11条 特定教育・保育施設は、特定教|第11条 特定教育・保育施設は、特定教 育・保育の提供の終了に際しては、 支給 **認定子ども**について、小学校における教 育又は他の特定教育・保育施設等におい て継続的に提供される教育・保育との円 滑な接続に資するよう、**支給認定子ども** に係る情報の提供その他小学校、特定教 育・保育施設等、地域子ども・子育て支 援事業を行う者その他の機関との密接な

及び保育必要量等を確かめるものとす る。

(教育・保育給付認定の申請に係る援助)

育給付認定を受けていない保護者から利 用の申込みがあった場合は、当該保護者 の意思を踏まえて速やかに当該申請が行 われるよう必要な援助を行わなければな らない。

付認定の変更の認定の申請が遅くとも教 育・保育給付認定保護者が受けている教 育・保育給付認定の有効期間の満了日の 30日前には行われるよう必要な援助を行 わなければならない。ただし、緊急その 他やむを得ない理由がある場合には、こ の限りでない。

(心身の状況等の把握)

育・保育の提供に当たっては、教育・保 育給付認定子どもの心身の状況、その置 かれている環境、他の特定教育・保育施 設等の利用状況等の把握に努めなければ ならない。

(小学校等との連携)

育・保育の提供の終了に際しては、教 育・保育給付認定子どもについて、小学 校における教育又は他の特定教育・保育 施設等において継続的に提供される教 育・保育との円滑な接続に資するよう、 教育・保育給付認定子どもに係る情報の 提供その他小学校、特定教育・保育施設 等、地域子ども・子育て支援事業を行う 連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、**特定教**第13条 特定教育・保育施設は、**特定教** 育・保育(特別利用保育及び特別利用教 育を含む。以下この条及び次条において 同じ。)を提供した際は、支給認定保護 者から当該特定教育・保育に係る利用者 負担額(法第27条第3項第2号に掲げる額 (特定教育・保育施設が特別利用保育を 提供する場合にあっては法第28条第2項 第2号に規定する市が定める額とし、特 別利用教育を提供する場合にあっては同 項第3号に規定する市が定める額とす る。)をいう。)の支払を受けるものとす る。

を受けないときは、**支給認定保護者**か ら、当該特定教育・保育に係る特定教 育·保育費用基準額(法第27条第3項第1 号に規定する額(その額が現に当該特定 教育・保育に要した費用を超えるとき は、当該現に特定教育・保育に要した費 用の額)をいい、当該特定教育・保育施 設が特別利用保育を提供する場合にあっ ては法第28条第2項第2号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定した費 用の額(その額が現に当該特別利用保育 <u>に要した費用を超えると</u>きは、当該現に 特別利用保育に要した費用の額)を、特 別利用教育を提供する場合にあっては同 項第3号に規定する内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額(その額 が現に当該特別利用教育に要した費用を

者その他の機関との密接な連携に努めな ければならない。

(利用者負担額等の受領)

育・保育を提供した際は、教育・保育給 付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者に限 る。)から当該特定教育・保育に係る利 用者負担額(満3歳未満保育認定子どもに 係る教育・保育給付認定保護者について の法第27条第3項第2号に掲げる額をい う。)の支払を受けるものとする。

特定教育・保育施設は、法定代理受領|2 特定教育・保育施設は、法定代理受領 を受けないときは、教育・保育給付認定 保護者から、当該特定教育・保育に係る 特定教育・保育費用基準額(法第27条第3 項第1号に掲げる額をいう。次項におい て同じ。)の支払を受けるものとする。

超えるときは、当該現に特別利用教育に 要した費用の額)をいう。次項において 同じ。)の支払を受けるものとする。

- 受ける額のほか、特定教育・保育の提供 に当たって、当該特定教育・保育の質の 向上を図る上で特に必要であると認めら れる対価について、当該特定教育・保育 に要する費用として見込まれるものの額 と特定教育・保育費用基準額との差額に 相当する金額の範囲内で設定する額の支 払を**支給認定保護者**から受けることがで きる。
- 特定教育・保育施設は、前3項の支払を4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を 受ける額のほか、特定教育・保育におい て提供される便宜に要する費用のうち、 次の各号に掲げる費用の額の支払を支給 認定保護者から受けることができる。
 - (3) 食事の提供に要する費用(法第19条 第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど もに対する食事の提供に要する費用を 除き、同項第2号に掲げる小学校就学 前子どもについては主食の提供に係る 費用に限る。)

特定教育・保育施設は、前2項の支払を|3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を 受ける額のほか、特定教育・保育の提供 に当たって、当該特定教育・保育の質の 向上を図る上で特に必要であると認めら れる対価について、当該特定教育・保育 に要する費用として見込まれるものの額 と特定教育・保育費用基準額との差額に 相当する金額の範囲内で設定する額の支 払を教育・保育給付認定保護者から受け ることができる。

- 受ける額のほか、特定教育・保育におい て提供される便宜に要する費用のうち、 次に掲げる費用の額の支払を教育・保育 給付認定保護者から受けることができ る。
- (3) 食事の提供(次に掲げるものを除 く。)に要する費用

- ア 次の(7)又は(イ)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものう ち、その教育・保育給付認定保護 者及び当該教育・保育給付認定保 護者と同一の世帯に属する者に係 る市町村民税所得割合算額がそれ ぞれ(7)又は(イ)に定める金額未満 であるものに対する副食の提供
 - (7) 法第19条第1項第1号に掲げる

小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども(特定 満3歳以上保育認定子どもを除 く。イ(イ)において同じ。) 57,700円(令第4条第2項第6号に 規定する特定教育・保育給付認 定保護者にあっては、77,101円)
- イ 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以 上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程年から第3学年までに在籍する子どもいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にいる場合に対するものに対する副食の提供(アに該当するものを除く。)
 - (7) 法第19条第1項第1号に掲げる 小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども 負 担額算定基準子ども又は小学校 第3学年修了前子ども(そのうち 最年長者及び2番目の年長者であ る者を除く。)である者
 - (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる 小学校就学前子どもに該当す る教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども(そのうち

- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定 教育・保育において提供される便宜に 要する費用のうち、特定教育・保育施 設の利用において通常必要とされるも のに係る費用であって、**支給認定保護** 者に負担させることが適当と認められ るもの
- の額の支払を受けた場合は、当該費用に 係る領収証を当該費用の額を支払った支 給認定保護者に対し交付しなければなら ない。
- |6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4||6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4 項の金銭の支払を求める際は、あらかじ め、当該金銭の使途及び額並びに支給認 定保護者に金銭の支払を求める理由につ いて書面によって明らかにするととも に、**支給認定保護者**に対して説明を行 い、文書による同意を得なければならな い。ただし、同項の規定による金銭の支 払に係る同意については、文書によるこ とを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

受領により特定教育・保育に係る施設型 給付費(法第28条第1項に規定する特例施| <u>設型給付費を含む。以下この項及び第19</u> 条において同じ。)の支給を受けた場合 は、**支給認定保護者**に対し、当該**支給認** 定保護者に係る施設型給付費の額を通知 最年長者及び2番目の年長者であ る者を除く。)である者

- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対す る食事の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定 教育・保育において提供される便宜に 要する費用のうち、特定教育・保育施 設の利用において通常必要とされるも のに係る費用であって、**教育・保育給** 付認定保護者に負担させることが適当 と認められるもの
- 特定教育・保育施設は、前各項の費用 5 特定教育・保育施設は、前各項の費用 の額の支払を受けた場合は、当該費用に 係る領収証を当該費用の額を支払った教 育・保育給付認定保護者に対し交付しな ければならない。
 - 項の金銭の支払を求める際は、あらかじ め、当該金銭の使途及び額並びに教育・ 保育給付認定保護者に金銭の支払を求め る理由について書面によって明らかにす るとともに、**教育・保育給付認定保護者** に対して説明を行い、文書による同意を 得なければならない。ただし、同項の規 定による金銭の支払に係る同意について は、文書によることを要しない。

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理 第14条 特定教育・保育施設は、法定代理 受領により特定教育・保育に係る施設型 給付費(法第27条第1項の施設型給付費を いう。以下同じ。)の支給を受けた場合 は、教育・保育給付認定保護者に対し、 当該**教育・保育給付認定保護者**に係る施 設型給付費の額を通知しなければならな しなければならない。

定代理受領を行わない特定教育・保育に 係る費用の額の支払を受けた場合は、そ の提供した特定教育・保育の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載 した特定教育・保育提供証明書を支給認 定保護者に対して交付しなければならな

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

特定教育・保育施設は、定期的に当該|2 特定教育・保育施設は、定期的に当該 特定教育・保育施設を利用する支給認定 保護者その他の特定教育・保育施設の関 係者(当該特定教育・保育施設の職員を 除く。)による評価又は外部の者による 評価を受けて、それらの結果を公表し、 常にその改善を図るよう努めなければな らない。

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、常に支給第17条 特定教育・保育施設は、常に教 認定子どもの心身の状況、その置かれて いる環境等の的確な把握に努め、支給認 定子ども又はその保護者に対し、その相 談に適切に応じるとともに、必要な助言 その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

に特定教育・保育の提供を行っていると

い。

特定教育・保育施設は、前条第2項の法2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法 定代理受領を行わない特定教育・保育に 係る費用の額の支払を受けた場合は、そ の提供した特定教育・保育の内容、費用 の額その他必要と認められる事項を記載 した特定教育・保育提供証明書を教育・ 保育給付認定保護者に対して交付しなけ ればならない。

(特定教育・保育に関する評価等)

第16条 略

特定教育・保育施設を利用する教育・保 育給付認定保護者その他の特定教育・保 育施設の関係者(当該特定教育・保育施 設の職員を除く。)による評価又は外部 の者による評価を受けて、それらの結果 を公表し、常にその改善を図るよう努め なければならない。

(相談及び援助)

育・保育給付認定子どもの心身の状況、 その置かれている環境等の的確な把握に 努め、当該教育・保育給付認定子ども又 は当該教育・保育給付認定子どもに係る 教育・保育給付認定保護者に対し、その 相談に適切に応じるとともに、必要な助 言その他の援助を行わなければならな 11

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現 第18条 特定教育・保育施設の職員は、現 に特定教育・保育の提供を行っていると きに**支給認定子ども**に体調の急変が生じ きに**教育・保育給付認定子ども**に体調の た場合その他必要な場合は、速やかに当 急変が生じた場合その他必要な場合は、

該支給認定子どもの保護者又は医療機関 への連絡を行う等の必要な措置を講じな ければならない。

(支給認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教第19条 特定教育・保育施設は、特定教 育・保育を受けている 支給認定子どもの 保護者が偽りその他不正な行為によって 施設型給付費の支給を受け、又は受けよ うとしたときは、遅滞なく、意見を付し てその旨を市に通知しなければならな V)

(運営規程)

- に掲げる施設の運営についての重要事項 に関する規程(第23条において「運営規 程」という。)を定めておかなければな らない。
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用 **者負担その他の費用**の種類、支払を求 める理由及びその額

(勤務体制の確保等)

- 第21条 特定教育・保育施設は、支給認定|第21条 特定教育・保育施設は、教育・保 子どもに対し、適切な特定教育・保育を 提供することができるよう、職員の勤務 の体制を定めておかなければならない。
- 育・保育施設の職員によって特定教育・ 保育を提供しなければならない。ただ し、**支給認定子ども**に対する特定教育・ 保育の提供に直接影響を及ぼさない業務 については、この限りでない。

速やかに当該教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者又は医 療機関への連絡を行う等の必要な措置を 講じなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市 への通知)

育・保育を受けている教育・保育給付認 定子どもに係る教育・保育給付認定保護 者が偽りその他不正な行為によって施設 型給付費の支給を受け、又は受けようと したときは、遅滞なく、意見を付してそ の旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

- 第20条 特定教育・保育施設は、次の各号 第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げ る施設の運営についての重要事項に関す る規程(第23条において「運営規程」と いう。)を定めておかなければならな V)
 - (5) 第13条の規定により教育・保育給 付認定保護者から支払を受ける費用の 種類、支払を求める理由及びその額 (勤務体制の確保等)
 - 育給付認定子どもに対し、適切な特定教 育・保育を提供することができるよう、 職員の勤務の体制を定めておかなければ ならない。
 - 特定教育・保育施設は、当該特定教2 特定教育・保育施設は、当該特定教 育・保育施設の職員によって特定教育・ 保育を提供しなければならない。ただ し、**教育・保育給付認定子ども**に対する 特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼ さない業務については、この限りでな

(支給認定子どもを平等に取り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、 支給認定子どもの国籍、信条、社会的身 分又は特定教育・保育の提供に要する費 用を負担するか否かによって、差別的取 扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第25条 特定教育・保育施設の職員は、支|第25条 特定教育・保育施設の職員は、教 **給認定子ども**に対し、児童福祉法第33条 の10各号に掲げる行為その他当該支給認 **定子ども**の心身に有害な影響を与える行 為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型)第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型 認定こども園及び保育所に限る。以下こ の条において同じ。)の長たる特定教 育・保育施設の管理者は、支給認定子ど もに対し児童福祉法第47条第3項の規定 により懲戒に関しその**支給認定子ども**の 福祉のために必要な措置を採るときは、 身体的苦痛を与え、人格を辱める等その 権限を濫用してはならない。

(秘密保持等)

- 第27条 特定教育・保育施設の職員及び管第27条 特定教育・保育施設の職員及び管 理者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た**支給認定子ども**又はその家族の 秘密を漏らしてはならない。
- 者が、正当な理由がなく、その業務上知

11

(教育・保育給付認定子どもを平等に取 り扱う原則)

第24条 特定教育・保育施設においては、 教育・保育給付認定子どもの国籍、信 条、社会的身分又は特定教育・保育の提 供に要する費用を負担するか否かによっ て、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

育・保育給付認定子どもに対し、児童福 祉法第33条の10各号に掲げる行為その他 当該**教育・保育給付認定子ども**の心身に 有害な影響を与える行為をしてはならな 11

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

認定こども園及び保育所に限る。以下こ の条において同じ。)の長たる特定教 育・保育施設の管理者は、教育・保育給 付認定子どもに対し児童福祉法第47条第 3項の規定により懲戒に関しその**教育** ■ 保育給付認定子どもの福祉のために必要 な措置を採るときは、身体的苦痛を与 え、人格を辱める等その権限を濫用して はならない。

(秘密保持等)

- 理者は、正当な理由がなく、その業務上 知り得た**教育・保育給付認定子ども**又は その家族の秘密を漏らしてはならない。
- 特定教育・保育施設は、職員であった|2 特定教育・保育施設は、職員であった 者が、正当な理由がなく、その業務上知 り得た支給認定子ども又はその家族の秘 り得た教育・保育給付認定子ども又はそ

密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じなければならない。

特定教育・保育施設は、小学校、他の3 特定教育・保育施設等、地域子ども・子 育て支援事業を行う者その他の機関に対 して、**支給認定子ども**に関する情報を提 供する際には、あらかじめ文書により当 該支給認定子どもの保護者の同意を得て おかなければならない。

(情報の提供等)

第28条 特定教育・保育施設は、特定教第28条 特定教育・保育施設は、特定教 育・保育施設を利用しようとする小学校 就学前子どもに係る支給認定保護者が、 その希望を踏まえて適切に特定教育・保 育施設を選択することができるように、 当該特定教育・保育施設が提供する特定 教育・保育の内容に関する情報の提供を 行うよう努めなければならない。

(苦情解決)

第30条 特定教育・保育施設は、その提供 第30条 特定教育・保育施設は、その提供 した特定教育・保育に関する支給認定子 ども又は支給認定保護者その他の当該支 **給認定子ども**の家族(以下この条におい て「**支給認定子ども等**」という。)から の苦情に迅速かつ適切に対応するため に、苦情を受け付けるための窓口を設置 する等の必要な措置を講じなければなら ない。

特定教育・保育に関する支給認定子ども

の家族の秘密を漏らすことがないよう。 必要な措置を講じなければならない。

特定教育・保育施設は、小学校、他の 特定教育・保育施設等、地域子ども・子 育て支援事業を行う者その他の機関に対 して、教育・保育給付認定子どもに関す る情報を提供する際には、あらかじめ文 書により当該教育・保育給付認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者の同意 を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

育・保育施設を利用しようとする小学校 就学前子どもに係る教育・保育給付認定 保護者が、その希望を踏まえて適切に特 定教育・保育施設を選択することができ るように、当該特定教育・保育施設が提 供する特定教育・保育の内容に関する情 報の提供を行うよう努めなければならな V)

(苦情解決)

した特定教育・保育に関する教育・保育 給付認定子ども又は教育・保育給付認定 保護者その他の当該教育・保育給付認定 子どもの家族(以下この条において「教 **育・保育給付認定子ども等**」という。) からの苦情に迅速かつ適切に対応するた めに、苦情を受け付けるための窓口を設 置する等の必要な措置を講じなければな らない。

特定教育・保育施設は、その提供した|3 特定教育・保育施設は、その提供した 特定教育・保育に関する教育・保育給付 等からの苦情に関して市が実施する事業 認定子ども等からの苦情に関して市が実 に協力するよう努めなければならない。

特定教育・保育施設は、その提供した4 特定教育・保育に関し、法第14条第1項 の規定により市が行う報告若しくは帳簿 書類その他の物件の提出若しくは提示の 命令又は当該市の職員からの質問若しく は特定教育・保育施設の設備若しくは帳 簿書類その他の物件の検査に応じ、及び 支給認定子ども等からの苦情に関して市 が行う調査に協力するとともに、市から 指導又は助言を受けた場合は、当該指導 又は助言に従って必要な改善を行わなけ ればならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

- 特定教育・保育施設は、**支給認定子ど**2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給 も**に対する特定教育・保育の提供により 事故が発生した場合は、速やかに市、当 該支給認定子どもの家族等に連絡を行う とともに、必要な措置を講じなければな らない。
- 特定教育・保育施設は、支給認定子と 4 **も**に対する特定教育・保育の提供により 賠償すべき事故が発生した場合は、損害 賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第34条 略

特定教育・保育施設は、**支給認定子ど**|2 特定教育・保育施設は、**教育・保育給** もに対する特定教育・保育の提供に関す る次の各号に掲げる記録を整備し、その 完結の日から5年間保存しなければなら ない。

施する事業に協力するよう努めなければ ならない。

特定教育・保育施設は、その提供した 特定教育・保育に関し、法第14条第1項 の規定により市が行う報告若しくは帳簿 書類その他の物件の提出若しくは提示の 命令又は当該市の職員からの質問若しく は特定教育・保育施設の設備若しくは帳 簿書類その他の物件の検査に応じ、及び 教育・保育給付認定子ども等からの苦情 に関して市が行う調査に協力するととも に、市から指導又は助言を受けた場合 は、当該指導又は助言に従って必要な改 善を行わなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 略

- 付認定子どもに対する特定教育・保育の 提供により事故が発生した場合は、速や かに市、当該教育・保育給付認定子ども の家族等に連絡を行うとともに、必要な 措置を講じなければならない。
- 特定教育・保育施設は、教育・保育給 付認定子どもに対する特定教育・保育の 提供により賠償すべき事故が発生した場 合は、損害賠償を速やかに行わなければ ならない。

(記録の整備)

第34条 略

付認定子どもに対する特定教育・保育の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければ ならない。

- (2) 第12条に規定する提供した特定教 育・保育に係る必要な事項の提供の記 緑
- (3) 第19条 **に規定する**市への通知に係 る記録

(特別利用保育の基準)

- る。以下この条において同じ。)が法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する支給認定子どもに対し特 別利用保育を提供する場合には、法第34 条第1項第3号に規定する基準を遵守しな ければならない。
- より特別利用保育を提供する場合には、 当該特別利用保育に係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもの数及び当該特定 教育・保育施設を現に利用している同項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもの総数が、第4条 第2項第3号の規定により定められた法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子 どもに係る利用定員の数を超えないもの とする。
- より特別利用保育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用保育を含む **ものとして、この章**(第6条第3項及び第7 条第2項を除く。)の規定を適用する。こ の場合において、第6条第2項中「特定教 育・保育施設(認定こども園又は幼稚園 に限る。以下この項において同じ。)」

- (2) 第12条の規定による特定教育・保 育の提供の記録
- (3) 第19条 **の規定による**市への通知に 係る記録

(特別利用保育の基準)

- 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限)第35条 特定教育・保育施設(保育所に限 る。以下この条において同じ。)が法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに対し特別利用保育を提供する場合に は、法第34条第1項第3号に規定する基準 を遵守しなければならない。
 - 特定教育・保育施設が、前項の規定に2 特定教育・保育施設が、前項の規定に より特別利用保育を提供する場合には、 当該特別利用保育に係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの数及 び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている同項第2号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数が、第4条第2項第3号の規定 により定められた法第19条第1項第2号に 掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員の数を超えないものとする。
 - 特定教育・保育施設が、第1項の規定に|3 特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用保育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用保育を、施 設型給付費には特例施設型給付費(法第 28条第1項の特例施設型給付費をいう。 次条第3項において同じ。)を、それぞれ **含むものとして、前節**(第6条第3項及び 第7条第2項を除く。)の規定を適用す とあるのは「特定教育・保育施設(特別 る。この場合において、第6条第2項中

利用保育を提供している施設に限る。以 下この項において同じ。)」と、「同号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 支給認定子ども」とあるのは「同項第1 号又は第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する**支給認定子ども**」と、「同 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に 係る利用定員の総数」とあるのは「同項 第2号に掲げる小学校就学前子どもの区 分に係る利用定員の総数」とする。

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限)第36条 特定教育・保育施設(幼稚園に限 る。**次項**において同じ。)が法第19条第1 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもに対し、特別利 用教育を提供する場合には、法第34条第 1項第2号に規定する基準を遵守しなけれ ばならない。

特定教育・保育施設が、前項の規定に2 特定教育・保育施設が、前項の規定に

「特定教育・保育施設(認定こども園又 は幼稚園に限る。以下この項において同 じ。)」とあるのは「特定教育・保育施 設(特別利用保育を提供している施設に 限る。以下この項において同じ。)」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子ども」 とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する教育・ 保育給付認定子ども」と、「同号に掲げ る小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員の総数」とあるのは「同項第2号に 掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数」と、第13条第2項中 「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあ るのは「法第28条第2項第2号の内閣総理 大臣が定める基準により算定した費用の 額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教 育・保育給付認定子ども」とあるのは 「教育・保育給付認定子ども(特別利用 保育を受ける者を除く。)」と、同号イ (イ)中「教育・保育給付認定子ども」と あるのは「教育・保育給付認定子ども (特別利用保育を受ける者を含む。)」と する。

(特別利用教育の基準)

る。以下この条において同じ。)が法第 19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子 どもに該当する教育・保育給付認定子ど もに対し、特別利用教育を提供する場合 には、法第34条第1項第2号に規定する基 準を遵守しなければならない。

より特別利用教育を提供する場合には、 当該特別利用教育に係る法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する**支給認定子ども**の数及び当該特定 教育・保育施設を現に利用している同項 第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する**支給認定子ども**の総数が、第4条 第2項第2号の規定により定められた法第 19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子 どもに係る利用定員の数を超えないもの とする。

特定教育・保育施設が、第1項の規定に3 より特別利用教育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用教育を含む ものとして、**この章**(第6条第3項及び第7 条第2項を除く。)の規定を適用する。こ の場合において、第6条第2項中「利用の 申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げ る小学校就学前子どもの数」とあるのは 「利用の申込みに係る法第19条第1項第2 号に掲げる小学校就学前子どもの数」 と、「同号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもの総数」とあ るのは「同項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する支給認定子どもの総 数」と、第13条第4項第3号中「除き、同 項第2号に掲げる小学校就学前子どもに <u>ついては主食の提供に係る費用に限</u> <u>る。)」とあるのは「除く。)」とする</u>。

より特別利用教育を提供する場合には、 当該特別利用教育に係る法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する教育・保育給付認定子どもの数及 び当該特定教育・保育施設を現に利用し ている同項第1号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教育・保育給付認定子 どもの総数が、第4条第2項第2号の規定 により定められた法第19条第1項第1号に 掲げる小学校就学前子どもに係る利用定 員の数を超えないものとする。

特定教育・保育施設が、第1項の規定に より特別利用教育を提供する場合には、 特定教育・保育には特別利用教育を、施 設型給付費には特例施設型給付費を、そ れぞれ含むものとして、前節(第6条第3 項及び第7条第2項を除く。)の規定を適 用する。この場合において、第6条第2項 中「利用の申込みに係る法第19条第1項 第1号に掲げる小学校就学前子どもの 数」とあるのは「利用の申込みに係る法 第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前 子どもの数」と、「同号に掲げる小学校 就学前子どもに該当する教育・保育給付 認定子どもの総数」とあるのは「同項第 1号又は第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する**教育・保育給付認定子ども** の総数」と、第13条第2項中「法第27条 第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法 第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定め る基準により算定した費用の額」と、同 条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付 認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定子ども(特別利用教育を受ける者

を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保 育給付認定子ども」とあるのは「教育・ 保育給付認定子ども(特別利用教育を受 <u>ける者を除く。)」とする。</u>

(利用定員)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭 第37条 特定地域型保育事業(事業所内保 的保育事業にあっては、その利用定員 (法第29条第1項の確認において定めるも のに限る。以下この章において同じ。) の数を1人以上5人以下、小規模保育事業 A型(家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準(平成26年厚生労働省令第 61号) 第28条に規定する小規模保育事業 A型をいう。) 及び小規模保育事業 B型 (同省令第31条に規定する小規模保育事 業B型をいう。)にあっては、その利用定 員の数を6人以上19人以下、小規模保育 事業 C型(同省令第33条に規定する小規 模保育事業C型をいう。附則第4条にお いて同じ。)にあっては、その利用定員 の数を6人以上10人以下、居宅訪問型保 育事業にあっては、その利用定員の数を 1人とする。

保育の種類及び当該特定地域型保育の種 類に係る特定地域型保育事業を行う事業 所(以下「特定地域型保育事業所」とい う。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (事業所内保育事業を行う事業所にあっ ては、家庭的保育事業等の設備及び運営 に関する基準第42条の規定を踏まえ、そ の雇用する労働者の監護する小学校就学 育事業を除く。)の利用定員(法第29条第 1項の確認において定めるものに限る。 以下この章において同じ。)の数は、家 **庭的保育事業にあっては**1人以上5人以 下、小規模保育事業A型(桶川市家庭的 保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例(平成26年桶川市条例第20 号) 第28条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第42条第3項第1号において同 じ。) 及び小規模保育事業 B 型 (同条例第 31条に規定する小規模保育事業B型をい う。第42条第3項第1号において同じ。) にあっては6人以上19人以下、小規模保 育事業 C型(同条例第33条に規定する小 規模保育事業C型をいう。附則第4条に おいて同じ。) にあっては6人以上10人以 下、居宅訪問型保育事業にあっては1人 とする。

|2 特定地域型保育事業者は、特定地域型|2 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の種類及び当該特定地域型保育の種 類に係る特定地域型保育事業を行う事業 所(以下「特定地域型保育事業所」とい う。) ごとに、法第19条第1項第3号に掲 げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (事業所内保育事業を行う事業所にあっ ては、桶川市家庭的保育事業等の設備及 び運営に関する基準を定める条例第42条 の規定を踏まえ、その雇用する労働者の

前子どもを保育するため当該事業所内保 育事業を自ら施設を設置して行う事業主 に係る当該小学校就学前子ども(当該事 業所内保育事業が、事業主団体に係るも のにあっては事業主団体の構成員である 事業主の雇用する労働者の監護する小学 校就学前子どもとし、共済組合等(児童 福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定す る共済組合等をいう。)に係るものにあ っては共済組合等の構成員(同号ハに規 定する共済組合等の構成員をいう。)の 監護する小学校就学前子どもとする。) 及びその他の小学校就学前子どもごとに 定める法第19条第1項第3号に掲げる小学 校就学前子どもに係る利用定員とす る。)を、満1歳に満たない小学校就学前 子どもと満1歳以上の小学校就学前子ど もに区分して定めるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地 第38条 特定地域型保育事業者は、特定地 域型保育の提供の開始に際しては、あら かじめ、利用申込者に対し、第46条に規 定する運営規程の概要、第42条に規定す る連携施設の種類、名称、連携協力の概 要、職員の勤務体制、利用者負担その他 の利用申込者の保育の選択に資すると認 められる重要事項を記した文書を交付し て説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならな 11

監護する小学校就学前子どもを保育する ため当該事業所内保育事業を自ら施設を 設置して行う事業主に係る当該小学校就 学前子ども(当該事業所内保育事業が、 事業主団体に係るものにあっては事業主 団体の構成員である事業主の雇用する労 働者の監護する小学校就学前子どもと し、共済組合等(児童福祉法第6条の3第 12項第1号ハに規定する共済組合等をい う。)に係るものにあっては共済組合等 の構成員(同号ハに規定する共済組合等 の構成員をいう。)の監護する小学校就 学前子どもとする。)及びその他の小学 校就学前子どもごとに定める法第19条第 1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに 係る利用定員とする。)を、満1歳に満た ない小学校就学前子どもと満1歳以上の 小学校就学前子どもに区分して定めるも のとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

域型保育の提供の開始に際しては、あら かじめ、利用申込者に対し、第46条に規 定する運営規程の概要、第42条に規定す る連携施設の種類、名称、連携協力の概 要、職員の勤務体制、第43条の規定によ り支払を受ける費用に関する事項その他 の利用申込者の保育の選択に資すると認 められる重要事項を記した文書を交付し て説明を行い、当該提供の開始について 利用申込者の同意を得なければならな

第5条第2項から**第5項**までの規定は、前2 第5条第2項から**第6項**までの規定は、前 項の規定による文書の交付について準用 項の規定による文書の交付について準用 する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 第39条 特定地域型保育事業者は、支給認 第39条 特定地域型保育事業者は、教育・ 定保護者から利用の申込みを受けたとき は、正当な理由がなければ、これを拒ん ではならない。
- みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小 学校就学前子どもの数及び特定地域型保 育事業所を現に利用している同号に掲げ る小学校就学前子どもに該当する支給認 定子どもの総数が、当該特定地域型保育 事業所の同号に掲げる小学校就学前子ど もの区分に係る利用定員の総数を超える 場合においては、法第20条第4項の規定 による認定に基づき、保育の必要の程度 及び家族等の状況を勘案し、保育を受け る必要性が高いと認められる支給認定子 どもが優先的に利用できるよう、選考す るものとする。
- の選考方法をあらかじめ支給認定保護者 に明示した上で、選考を行わなければな らない。
- の提供体制の確保が困難である場合その 他利用申込者に係る支給認定子どもに対 し自ら適切な教育・保育を提供すること が困難である場合は、連携施設その他の 適切な特定教育・保育施設又は特定地域 型保育事業を紹介する等の適切な措置を 速やかに講じなければならない。

する。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

- 保育給付認定保護者から利用の申込みを 受けたときは、正当な理由がなければ、 これを拒んではならない。
- 特定地域型保育事業者は、利用の申込2 特定地域型保育事業者は、利用の申込 みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小 学校就学前子どもの数及び特定地域型保 育事業所を現に利用している満3歳未満 保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定 子どもを除く。以下この章において同 じ。)の総数が、当該特定地域型保育事 業所の同号に掲げる小学校就学前子ども の区分に係る利用定員の総数を超える場 合においては、法第20条第4項の規定に よる認定に基づき、保育の必要の程度及 び家族等の状況を勘案し、保育を受ける 必要性が高いと認められる満3歳未満保 育認定子どもが優先的に利用できるよ う、選考するものとする。
- 前項の特定地域型保育事業者は、前項|3 前項の特定地域型保育事業者は、同項 の選考方法をあらかじめ教育・保育給付 認定保護者に明示した上で、選考を行わ なければならない。
- 特定地域型保育事業者は、地域型保育4 特定地域型保育事業者は、地域型保育 の提供体制の確保が困難である場合その 他利用申込者に係る満3歳未満保育認定 子どもに対し自ら適切な教育・保育を提 供することが困難である場合は、連携施 設その他の適切な特定教育・保育施設又 は特定地域型保育事業を紹介する等の適 切な措置を速やかに講じなければならな

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略

特定地域型保育事業者は、法第19条第12 項第3号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもに係る特定地域 型保育事業の利用について児童福祉法第 24条第3項(同法附則第73条第1項の規定 により読み替えて適用する場合を含 む。)の規定により市が行う調整及び要 請に対し、できる限り協力しなければな らない。

(心身の状況等の把握)

域型保育の提供に当たっては、支給認定 子どもの心身の状況、その置かれている 環境、他の特定教育・保育施設等の利用 状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問)第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問 型保育事業を行う者を除く。以下この項 において同じ。)は、特定地域型保育が 適正かつ確実に実施され、及び必要な教 育・保育が継続的に提供されるよう、次 に掲げる事項に係る連携協力を行う認定 こども園、幼稚園又は保育所(以下「連 携施設」という。)を適切に確保しなけ ればならない。
 - (1) 特定地域型保育の提供を受けてい る支給認定子どもに集団保育を体験さ せるための機会の設定、特定地域型保 育の適切な提供に必要な特定地域型保 育事業者に対する相談、助言その他の 保育の内容に関する支援を行うこと。

(あっせん、調整及び要請に対する協力) 第40条 略

特定地域型保育事業者は、満3歳未満保 育認定子どもに係る特定地域型保育事業 の利用について児童福祉法第24条第3項 (同法附則第73条第1項の規定により読み 替えて適用する場合を含む。)の規定に より市が行う調整及び要請に対し、でき る限り協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地|第41条 特定地域型保育事業者は、特定地 域型保育の提供に当たっては、満3歳未 満保育認定子どもの心身の状況、その置 かれている環境、他の特定教育・保育施 設等の利用状況等の把握に努めなければ ならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

- 型保育事業を行う者を除く。以下この条 において同じ。)は、特定地域型保育が 適正かつ確実に実施され、及び必要な教 育・保育が継続的に提供されるよう、次 に掲げる事項に係る連携協力を行う認定 こども園、幼稚園又は保育所(以下「連 携施設」という。)を適切に確保しなけ ればならない。
- (1) 特定地域型保育の提供を受けてい る満3歳未満保育認定子どもに集団保 育を体験させるための機会の設定、特 定地域型保育の適切な提供に必要な特 定地域型保育事業者に対する相談、助 言その他の保育の内容に関する支援を

- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育**をいう**。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により 特定地域型保育の提供を受けていた支 給認定子ども(事業所内保育事業を利 用する支給認定子どもにあっては、第 37条第2項に規定するその他の小学校 就学前子どもに限る。以下この号にお いて同じ。)を、当該特定地域型保育 の提供の終了に際して、当該支給認定 子どもに係る支給認定保護者の希望に 基づき、引き続き当該連携施設におい て受け入れて教育・保育を提供するこ と。

行うこと。

- (2) 必要に応じて、代替保育(特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育**をいう。以下この条において同じ**。)を提供すること。
- (3) 当該特定地域型保育事業者により 特定地域型保育の提供を受けていた満 3歳未満保育認定子ども(事業所内保育 事業を利用する満3歳未満保育認定子 どもにあっては、第37条第2項に規定 するその他の小学校就学前子どもに限 る。以下この号において同じ。)を、 当該特定地域型保育の提供の終了に際 して、当該満3歳未満保育認定子ども に係る教育・保育給付認定保護者の希 望に基づき、引き続き当該連携施設に おいて受け入れて教育・保育を提供す ること。
- 2 市長は、特定地域型保育事業者による 代替保育の提供に係る連携施設の確保が 著しく困難であると認める場合であっ て、次に掲げる要件の全てを満たすと認 めるときは、前項第2号の規定を適用し ないこととすることができる。
 - (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号 に掲げる事項に係る連携協力を行う者 との間でそれぞれの役割の分担及び責 任の所在が明確化されていること。
 - (2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携 協力を行う者の本来の業務の遂行に支 障が生じないようにするための措置が

講じられていること。

- 3 前項の場合において、特定地域型保育 事業者は、次の各号に掲げる場合の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定める者を 第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力 を行う者として適切に確保しなければな らない。
 - (1) 当該特定地域型保育事業者が特定 地域型保育事業を行う場所又は事業所 (次号において「事業実施場所」とい う。)以外の場所又は事業所において 代替保育が提供される場合 小規模保 育事業A型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者(同 号において「小規模保育事業A型事業 者等」という。)
 - (2) 事業実施場所において代替保育が 提供される場合 事業の規模等を勘案 して小規模保育事業A型事業者等と同 等の能力を有すると市が認める者
- 4 市長は、特定地域型保育事業者による 第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設 の確保が著しく困難であると認めるとき は、同号の規定を適用しないこととする ことができる。
- 5 前項の場合において、特定地域型保育 事業者は、児童福祉法第59条第1項に規 定する施設のうち、次に掲げるもの(入 所定員が20人以上のものに限る。)であ って、市長が適当と認めるものを第1項 第3号に掲げる事項に係る連携協力を行 う者として適切に確保しなければならな い。
 - (1) 法第59条の2第1項の規定による助

成を受けている者の設置する施設(児 童福祉法第6条の3第12項に規定する業 務を目的とするものに限る。)

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定 する業務又は同法第39条第1項に規定 する業務を目的とする施設であって、 同法第6条の3第9項第1号に規定する保 育を必要とする乳児・幼児の保育を行 うことに要する費用に係る地方公共団 体の補助を受けているもの
- |2 居宅訪問型保育事業を行う者は、家庭|6 居宅訪問型保育事業を行う者は、桶川 的保育事業等の設備及び運営に関する基 市家庭的保育事業等の設備及び運営に関 準第37条第1号に規定する乳幼児に対す する基準を定める条例第37条第1号に規 る保育を行う場合にあっては、**前項**の規 定にかかわらず、当該乳幼児の障害、疾 病等の状態に応じ、適切な専門的な支援 その他の便宜の供与を受けられるよう、 あらかじめ、連携する障害児入所施設 (児童福祉法第42条に規定する障害児入 所施設をいう。) その他の市の指定する 施設を適切に確保しなければならない。
- 3 事業所内保育事業を行う者であって、 第37条第2項の規定により定める利用定 員が20人以上のものについては、第1項 の規定にかかわらず、連携施設の確保に 当たって、同項第1号及び第2号に係る連 携協力を求めることを要しない。
- 定する乳幼児に対する保育を行う場合に あっては、第1項本文の規定にかかわら ず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に 応じ、適切な専門的な支援その他の便宜 の供与を受けられるよう、あらかじめ、 連携する障害児入所施設(児童福祉法第 42条に規定する障害児入所施設をい う。) その他の市の指定する施設を適切 に確保しなければならない。 |7 事業所内保育事業(第37条第2項の規定

により定める利用定員が20人以上のもの に限る。次項において「保育所型事業所 内保育事業」という。)を行う者につい ては、第1項本文の規定にかかわらず、 連携施設の確保に当たって、同項第1号 及び第2号に係る連携協力を求めること を要しない。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者の うち、児童福祉法第6条の3第12項第2号 に規定する事業を行うものであって、市 長が適当と認めるもの(附則第5条におい |4 特定地域型保育事業者は、特定地域型|9 特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育の提供の終了に際しては、支給認定 子どもについて、連携施設又は他の特定 教育・保育施設等において継続的に提供 される教育・保育との円滑な接続に資す るよう、**支給認定子ども**に係る情報の提 供その他連携施設、特定教育・保育施設 等、地域子ども・子育て支援事業を実施 する者等との密接な連携に努めなければ ならない。

(利用者負担額等の受領)

第43条 特定地域型保育事業者は、**特定地**第43条 特定地域型保育事業者は、**特定地** 域型保育(特別利用地域型保育及び特定 利用地域型保育を含む。以下この条及び 第50条において準用する第14条において 同じ。)を提供した際は、支給認定保護 者から当該特定地域型保育に係る利用者 負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額 (当該特定地域型保育事業者が特別利用 地域型保育を提供する場合にあっては法 第30条第2項第2号に規定する市が定める 額とし、特定利用地域型保育を提供する 場合にあっては同項第3号に規定する市 が定める額とする。)をいう。)の支払を 受けるものとする。

2 特定地域型保育事業者は、法定代理受 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受 領を受けないときは、支給認定保護者か ら、当該特定地域型保育に係る特定地域 型保育費用基準額(法第29条第3項第1号 に掲げる額(その額が現に当該特定地域

て「特例保育所型事業所内保育事業者」 という。)については、第1項本文の規定 にかかわらず、連携施設の確保をしない ことができる。

保育の提供の終了に際しては、満3歳未 満保育認定子どもについて、連携施設又 は他の特定教育・保育施設等において継 続的に提供される教育・保育との円滑な 接続に資するよう、満3歳未満保育認定 子どもに係る情報の提供その他連携施 設、特定教育・保育施設等、地域子ど も・子育て支援事業を実施する者等との 密接な連携に努めなければならない。

(利用者負担額等の受領)

域型保育を提供した際は、教育・保育給 付認定保護者から当該特定地域型保育に 係る利用者負担額(法第29条第3項第2号 に**掲げる額**をいう。)の支払を受けるも のとする。

領を受けないときは、教育・保育給付認 定保護者から、当該特定地域型保育に係 る特定地域型保育費用基準額(法第29条 第3項第1号に**掲げる額**をいう。次項にお

型保育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特定地域型保育に要した費 用の額)をいい、当該特定地域型保育事 業者が特別利用地域型保育を提供する場 合にあっては法第30条第2項第2号に規定 する内閣総理大臣が定める基準により算 定した費用の額(その額が現に当該特別 利用地域型保育に要した費用の額を超え るときは、当該現に特別利用地域型保育 に要した費用の額)を、特定利用地域型 保育を提供する場合にあっては同項第3 号に規定する内閣総理大臣が定める基準 により算定した費用の額(その額が現に 当該特定利用地域型保育に要した費用の 額を超えるときは、当該現に特定利用地 域型保育に要した費用の額)をいう。次 項において同じ。)の支払を受けるもの とする。

- 特定地域型保育事業者は、前2項の支払3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払 を受ける額のほか、特定地域型保育の提 供に当たって、当該特定地域型保育の質 の向上を図る上で特に必要であると認め られる対価について、当該特定地域型保 育に要する費用として見込まれるものの 額と特定地域型保育費用基準額との差額 に相当する金額の範囲内で設定する額の 支払を**支給認定保護者**から受けることが できる。
- 特定地域型保育事業者は、前3項の支払4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払 を受ける額のほか、特定地域型保育にお いて提供される便宜に要する費用のう ち、次の各号に掲げる費用の額の支払を **支給認定保護者**から受けることができ る。

いて同じ。)の支払を受けるものとす

を受ける額のほか、特定地域型保育の提 供に当たって、当該特定地域型保育の質 の向上を図る上で特に必要であると認め られる対価について、当該特定地域型保 育に要する費用として見込まれるものの 額と特定地域型保育費用基準額との差額 に相当する金額の範囲内で設定する額の 支払を教育・保育給付認定保護者から受 けることができる。

を受ける額のほか、特定地域型保育にお いて提供される便宜に要する費用のう ち、**次**に掲げる費用の額の支払を**教育**・ 保育給付認定保護者から受けることがで きる。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地 域型保育において提供される便宜に要 する費用のうち、特定地域型保育事業 の利用において通常必要とされるもの に係る費用であって、支給認定保護者 に負担させることが適当と認められる \$ O
- 特定地域型保育事業者は、前各項の費 5 用の額の支払を受けた場合は、当該費用 に係る領収証を当該費用の額を支払った 支給認定保護者に対し交付しなければな| らない。
- 特定地域型保育事業者は、第3項及び第6 4項の金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに支給 認定保護者に金銭の支払を求める理由に ついて書面によって明らかにするととも に、支給認定保護者に対して説明を行 い、文書による同意を得なければならな い。ただし、同項の規定による金銭の支 払に係る同意については、文書によるこ とを要しない。

(運営規程)

- 号に掲げる事業の運営についての重要事 項に関する規程(第50条において準用す る 第 23 条 に お い て 「 運 営 規 程 」 と い う。)を定めておかなければならない。
 - (5) 支給認定保護者から受領する利用 者負担その他の費用の種類、支払を求| める理由及びその額

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、支給認第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳

- (4) 前3号に掲げるもののほか、特定地 域型保育において提供される便宜に要 する費用のうち、特定地域型保育事業 の利用において通常必要とされるもの に係る費用であって、**教育・保育給付 認定保護者**に負担させることが適当と 認められるもの
- 特定地域型保育事業者は、前各項の費 用の額の支払を受けた場合は、当該費用 に係る領収証を当該費用の額を支払った 教育・保育給付認定保護者に対し交付し なければならない。
- 特定地域型保育事業者は、第3項及び第 4項の金銭の支払を求める際は、あらか じめ、当該金銭の使途及び額並びに教 **育・保育給付認定保護者**に金銭の支払を 求める理由について書面によって明らか にするとともに、教育・保育給付認定保 護者に対して説明を行い、文書による同 意を得なければならない。ただし、同項 の規定による金銭の支払に係る同意につ いては、文書によることを要しない。
- 第46条 特定地域型保育事業者は、次の各|第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲 げる事業の運営についての重要事項に関 する規程(第50条において準用する第23 条において「運営規程」という。)を定 めておかなければならない。

(運営規程)

- (5) 第43条の規定により教育・保育給 付認定保護者から支払を受ける費用の 種類、支払を求める理由及びその額 (勤務体制の確保等)
- **定子ども**に対し、適切な特定地域型保育 **未満保育認定子ども**に対し、適切な特定

を提供することができるよう、特定地域 型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を 定めておかなければならない。

特定地域型保育事業者は、特定地域型2 保育事業所ごとに、当該特定地域型保育 事業所の職員によって特定地域型保育を 提供しなければならない。ただし、支給 認定子どもに対する特定地域型保育の提 供に直接影響を及ぼさない業務について は、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 略

- どもに対する特定地域型保育の提供に関 する次の各号に掲げる記録を整備し、そ の完結の日から5年間保存しなければな らない。
 - (2) 次条において準用する第12条**に規** 定する提供した特定地域型保育に係る 必要な事項の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第19条に規 定する市への通知に係る記録

(準用)

第50条 第8条から第14条まで(第10条及び|第50条 第8条から第14条まで(第10条及び 第13条を除く。)、第17条から第19条ま で及び第23条から第33条までの規定は、 特定地域型保育事業について準用する。 この場合において、**第14条第1項**中「施 設型給付費(法第28条第1項に規定する特 **例施設型給付費**」とあるのは「地域型保 育給付費(法**第30条第1項に規定する特例** 地域型保育給付費」と読み替えるものと する。

地域型保育を提供することができるよ う、特定地域型保育事業所ごとに職員の 勤務の体制を定めておかなければならな V10

特定地域型保育事業者は、特定地域型 保育事業所ごとに、当該特定地域型保育 事業所の職員によって特定地域型保育を 提供しなければならない。ただし、満3 歳未満保育認定子どもに対する特定地域 型保育の提供に直接影響を及ぼさない業 務については、この限りでない。

(記録の整備)

第49条 略

- 特定地域型保育事業者は、支給認定子|2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保 育認定子どもに対する特定地域型保育の 提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から5年間保存しなければ ならない。
 - (2) 次条において準用する第12条**の規** 定による特定地域型保育の提供の記録
 - (3) 次条において準用する第19条**の規** 定による市への通知に係る記録 (準用)
 - 第13条を除く。)、第17条から第19条ま で及び第23条から第33条までの規定は、 特定地域型保育事業者、特定地域型保育 事業所及び特定地域型保育について準用 する。この場合において、第11条中「教 育・保育給付認定子どもについて」とあ るのは「教育・保育給付認定子ども(満3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この

「地域型保育」と、第14条の見出し中 「施設型給付費」とあるのは「地域型保 育給付費」と、同条第1項中「施設型給 付費(法第27条第1項の施設型給付費をい う。以下」とあるのは「地域型保育給付 費(法第29条第1項の地域型保育給付費を いう。以下この項及び第19条において」 と、「施設型給付費の」とあるのは「地 域型保育給付費の」と、同条第2項中 「特定教育・保育提供証明書」とあるの は「特定地域型保育提供証明書」と、第 19条中「施設型給付費」とあるのは「地 域型保育給付費」と読み替えるものとす る。

節において同じ。)について」と、第12

条の見出し中「教育・保育」とあるのは

(特別利用地域型保育の基準) (特別利用地域型保育の基準)

|第51条 特定地域型保育事業者が法第19条||第51条 特定地域型保育事業者が法第19条 第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもに対し特別利 用域型保育を提供する場合には、法第46 条第1項に規定する地域型保育事業の認 可基準を遵守しなければならない。

|2 特定地域型保育事業者が、前項の規定|2 特定地域型保育事業者が、前項の規定 により特別利用地域型保育を提供する場 合には、当該特別利用地域型保育に係る 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する**支給認定子ども**の数 及び特定地域型保育事業所を現に利用し ている同項第3号に掲げる小学校就学前 子どもに該当する支給認定子ども(次条 第1項の規定により特定利用地域型保育 を提供する場合に あっては 当該特定利用

第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもに 対し特別利用地域型保育を提供する場合 には、法第46条第1項に規定する地域型 保育事業の認可基準を遵守しなければな らない。

により特別利用地域型保育を提供する場 合には、当該特別利用地域型保育に係る 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する**教育・保育給付認定** 子どもの数及び特定地域型保育事業所を 現に利用している満3歳未満保育認定子 ども(次条第1項の規定により特定利用地 域型保育を提供する場合にあっては、当 該特定利用地域型保育の対象となる法第 地域型保育の対象となる法第19条第1項 第2号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する**支給認定子ども**を含む。)の総数 が、第37条第2項の規定により定められ た利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地 域型保育を含むものとして、この章(第 39条第2項及び第40条第2項を除く。)の 規定を適用する。 特定地域型保育給付費には特例 地域型保育給付費をいう。次条第3項に

19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

により特別利用地域型保育を提供する場 合には、特定地域型保育には特別利用地 域型保育を、地域型保育給付費には特例 地域型保育給付費(法第30条第1項の特例 地域型保育給付費をいう。次条第3項に おいて同じ。)を、それぞれ含むものと して、この章(第40条第2項を除き、前条 において準用する第8条から第14条まで (第10条及び第13条を除く。)、第17条か ら第19条まで及び第23条から第33条まで を含む。次条第3項において同じ。)の規 定を適用する。この場合において、第39 条第2項中「利用の申込みに係る法第19 条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ど もの数」とあるのは「利用の申込みに係 る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就 学前子どもの数」と、「満3歳未満保育 認定子ども(特定満3歳以上保育認定子ど もを除く。以下この章において同 じ。)」とあるのは「法第19条第1項第1 号又は第3号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども (第52条第1項の規定により特定利用地域 型保育を提供する場合にあっては、当該 特定利用地域型保育の対象となる法第19 条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ど もに該当する教育・保育給付認定子ども を含む。)」と、「法第20条第4項の規定

による認定に基づき、保育の必要の程度 及び家族等の状況を勘案し、保育を受け る必要性が高いと認められる満3歳未満 保育認定子どもが優先的に利用できるよ う、」とあるのは「抽選、申込みを受け た順序により決定する方法、当該特定地 域型保育事業者の保育に関する理念、基 本方針等に基づく選考その他公正な方法 により」と、第43条第1項中「教育・保 育給付認定保護者」とあるのは「教育・ 保育給付認定保護者(特別利用地域型保 育の対象となる法第19条第1項第1号に掲 げる小学校就学前子どもに該当する教 育・保育給付認定子どもに係る教育・保 育給付認定保護者を除く。)」と、同条 第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる 額」とあるのは「法第30条第2項第2号の 内閣総理大臣が定める基準により算定し た費用の額」と、同条第3項中「前2項」 とあるのは「前項」と、同条第4項中 「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲 げる費用」とあるのは「掲げる費用及び 食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイ に掲げるものを除く。)に要する費用」 と、同条第5項中「前各項」とあるのは 「前3項」とする。

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条|第52条 特定地域型保育事業者が法第19条 第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する支給認定子どもに対し特定利 用地域型保育を提供する場合には、法第 46条第1項に規定する地域型保育事業の 認可基準を遵守しなければならない。

(特定利用地域型保育の基準)

第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども に該当する教育・保育給付認定子どもに 対し特定利用地域型保育を提供する場合 には、法第46条第1項に規定する地域型 保育事業の認可基準を遵守しなければな らない。

- 特定地域型保育事業者が、前項の規定 2 により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども(前条第1項の規定により特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項策出場での対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 3 により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地 域型保育を含むものとして、この章の規 定を適用する。
- 特定地域型保育事業者が、前項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場 合には、当該特定利用地域型保育に係る 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学 前子どもに該当する教育・保育給付認定 子どもの数及び特定地域型保育事業所を 現に利用している同項第3号に掲げる小 学校就学前子どもに該当する教育・保育 給付認定子ども(前条第1項の規定により 特別利用地域型保育を提供する場合にあ っては、当該特別利用地域型保育の対象 となる法第19条第1項第1号に掲げる小学 校就学前子どもに該当する教育・保育給 **付認定子ども**を含む。)の総数が、第37 条第2項の規定により定められた利用定 員の数を超えないものとする。
- 特定地域型保育事業者が、第1項の規定 により特定利用地域型保育を提供する場 合には、特定地域型保育には特定利用地 域型保育を、地域型保育給付費には特例 地域型保育給付費を、それぞれ含むもの として、この章の規定を適用する。この 場合において、第43条第1項中「教育・ 保育給付認定保護者」とあるのは「教 育 • 保育給付認定保護者(特定利用地域 型保育の対象となる法第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以 上保育認定子どもに限る。)に係る教 育・保育給付認定保護者に限る。)」 と、同条第2項中「法第29条第3項第1号 に掲げる額」とあるのは「法第30条第2 項第3号の内閣総理大臣が定める基準に より算定した費用の額」と、同条第4項

附 則

(特定保育所に関する特例)

|第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規|第2条 特定保育所(法附則第6条第1項に規 定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあっ ては、当分の間、第13条第1項中「(法第 27条第3項第2号に掲げる額(特定教育・ 保育施設が」とあるのは「(当該特定教 育・保育施設が」と、「定める額とす る。)をいう。)」とあるのは「定める額 をいう。)」と、同条第2項中「(法第27 条第3項第1号に規定する額」とあるのは 「(法附則第6条第3項の規定により読み 替えられた法第28条第2項第1号に規定す る内閣総理大臣が定める基準により算定 した費用の額」と、同条第3項中「額の 支払を」とあるのは「額の支払を、市の 同意を得て、」と、第19条中「施設型給 付費の支給を受け、又は受けようとした とき」とあるのは「法附則第6条第1項の 規定による委託費の支払の対象となる特 定教育・保育の提供を受け、又は受けよ うとしたとき」とし、第6条及び第7条の 規定は適用しない。

中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費 用及び食事の提供(特定利用地域型保育 の対象となる特定満3歳以上保育認定子 どもに対するもの及び満3歳以上保育認 定子ども(令第4条第1項第2号に規定する 満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係 る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるも のを除く。)に要する費用」とする。

附 則

(特定保育所に関する特例)

定する特定保育所をいう。以下同じ。) が特定教育・保育を提供する場合にあっ ては、当分の間、第13条第1項中「教 育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育 認定子ども」とあるのは「教育・保育給 付認定保護者(満3歳未満保育認定子ども (特定保育所(法附則第6条第1項に規定す る特定保育所をいう。次項において同 じ。)から特定教育・保育(保育に限る。 第19条において同じ。)を受ける者を除 **く。以下この項において同じ。)**」と、 同条第2項中「当該特定教育・保育」と あるのは「当該特定教育・保育(特定保 育所における特定教育・保育(保育に限 る。)を除く。)」と、同条第3項中「額 の支払を」とあるのは「額の支払を、市 の同意を得て、」と、第19条中「施設型 給付費の支給を受け、又は受けようとし たとき」とあるのは「法附則第6条第1項 の規定による委託費の支払の対象となる 特定教育・保育の提供を受け、又は受け ようとしたとき」とし、第6条及び第7条 の規定は適用しない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

第3条 特定教育・保育施設が法第19条第1 項第1号に掲げる小学校就学前子どもに 該当する支給認定子どもに対して特定教 育・保育又は特別利用保育を提供する場 合においては、当分の間、第13条第1項 中「法第27条第3項第2号に掲げる額」と あるのは「法附則第9条第1項第1号イに 規定する市が定める額」と、「法第28条 第2項第2号に規定する市が定める額」と あるのは「同項第2号口(1)に規定する市 が定める額」と、同条第2項中「法第27 条第3項第1号に規定する額(その額が現 に当該特定教育・保育に要した費用を超 えるときは、当該現に特定教育・保育に 要した費用の額)」とあるのは「法附則 第9条第1項第1号イに規定する内閣総理 大臣が定める基準により算定した額(そ の額が現に当該特定教育・保育に要した 費用を超えるときは、当該現に特定教 育・保育に要した費用の額)及び同号口 に規定する市が定める額」と、「法第28 条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が 定める基準により算定した費用の額(そ の額が現に当該特別利用保育に要した費 用を超えるときは、当該現に特別利用保 育に要した費用の額)」とあるのは「同 項第2号口(1)に規定する内閣総理大臣が 定める基準により算定した額(その額が 現に当該特別利用保育に要した費用を超 えるときは、当該現に特別利用保育に要 した費用の額)及び同号口(2)に規定する 市が定める額」とする。

2 特定地域型保育事業者が法第19条第1項

第1号に掲げる小学校就学前子どもに該 当する支給認定子どもに対して特別利用 地域型保育を提供する場合においては、 当分の間、第43条第1項中「法第30条第2 項第2号に規定する市が定める額」とあ るのは「法附則第9条第1項第3号イ(1)に 規定する市が定める額」と、同条第2項 中「法第30条第2項第2号に規定する内閣 総理大臣が定める基準により算定した費 用の額(その額が現に当該特別利用地域 型保育に要した費用の額を超えるとき は、当該現に特別利用地域型保育に要し た費用の額)」とあるのは「法附則第9条 第1項第3号イ(1)に規定する内閣総理大 臣が定める基準により算定した額(その 額が現に当該特別利用地域型保育に要し た費用を超えるときは、当該現に特別利 用地域型保育に要した費用の額)及び同 号イ(2)」に規定する市が定める額」と <u>する。</u>

(連携施設に関する経過措置)

第5条 特定地域型保育事業者は、連携施l第5条 特定地域型保育事業者(特例保育所 設の確保が著しく困難であって、法第59 条第4号に規定する事業による支援その 他の必要な適切な支援を行うことができ ると市が認める場合は、第42条第1項の 規定にかかわらず、この条例の施行の日 から起算して5年を経過する日までの 間、連携施設を確保しないことができ る。

(連携施設に関する経過措置)

型事業所内保育事業者を除く。)は、連 携施設の確保が著しく困難であって、法 第59条第4号に規定する事業による支援 その他の必要な適切な支援を行うことが できると市が認める場合は、第42条第1 **項本文**の規定にかかわらず、この条例の 施行の日から起算して10年を経過する日 までの間、連携施設を確保しないことが できる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年8月28日提出

桶川市長 小 野 克 典

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部 改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。